

公益財団法人 ブルボン吉田記念財団 奨学金貸与規程

第1章 総 則

第1条（奨学生の資格）

この財団が学資を貸与する場合は、学力優秀で学ぶ意欲がありながら経済的事由等により、大学での修学が困難と認められる学生とする。

2 この財団から学資の貸与を受ける者を奨学生と称し、貸与する学資を奨学金と称する。

第2条（奨学金の額および貸与期間）

奨学金の額は月額30,000円以内とし、その貸与期間は貸与を開始した時から奨学生の現に在学する大学の正規の修学期間を終了する時までの最短期間とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の貸与

第3条（願出の手続）

奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学生願書に次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- ① 家族状況調査書
- ② 学業成績証明書（調査書）および健康診断書
- ③ 在学校長の推薦書
- ④ 個人情報取得に関する同意書（採用選考）

2 前項の連帯保証人は2名（収入のある18歳以上の者）とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

3 願書提出の期限は、毎年12月末日（休日を除く）とする。

4 上記第2項の連帯保証人が、不在の場合については、本財団に相談のうえ、対応を検討することができる。

第4条（奨学生の選考）

奨学生の選考結果は、理事2名以内および学識経験者3名（評議員を含むことができる）による奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、在学学校を經由して本人に通知する。

第5条（奨学生の採用手続）

奨学生は、採用に際し次の書類を添えて本財団に提出しなければならない。

- ① 誓約書
- ② 所得証明書
- ③ 合格通知書または入学通知書の写し

2 奨学生採用決定通知を受けた者は、奨学金振込先の指定通知書および個人情報の取得に関する同意書（採用後）を提出しなければならない。

3 第1項の誓約書に記載する連帯保証人は2名（収入のある18歳以上の者）とし、うち1名は父母兄弟またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

第6条（奨学金の貸与）

奨学金は、毎月1か月分ずつを貸与することとし、特別の事情があるときは、2か月以上を合わせて貸与することができる。

第7条（奨学金領収証の提出）

奨学金の貸与を受けた奨学生は、そのつど直ちに奨学金領収証を本財団に提出しなければならない。

第8条（学業成績の報告と奨学金継続願の提出）

奨学生は毎学年度始めには、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

第9条（奨学生の異動届出）

奨学生は次の各号の1に該当する場合、連帯保証人と連署のうえ、直ちに届出なければならない。

- ① 長期欠席、休学、復学、転学または退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 連帯保証人を変更したとき
- ④ 本人または連帯保証人の氏名、住所、連絡先その他重要な事項に変更があったとき

第10条（退学による奨学金の取扱い）

奨学生が退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

第11条（転学による奨学金の取扱い）

奨学生が他の4年制以上の大学に転学し、奨学金貸与の継続を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出後、理事長の許可を得なければならない。

第12条（留学による奨学金の取扱い）

奨学生が海外の大学や大学院に留学し、奨学金貸与の継続を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出後、理事長の許可を得なければならない。

第13条（奨学金貸与の延長）

奨学生が大学院に進学し、大学院在学期間において奨学金貸与の継続を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出しなければならない。

- 2 奨学生が大学を卒業後、より専門性を高めるために大学院相当へ進学し、奨学金貸与を希望する場合は、合格通知書の写しを添えて奨学金継続願を提出後、理事長の許可を得なければならない。
- 3 奨学生がやむを得ず留年し奨学金の貸与継続を希望するときは、在学する大学の正規の修学期間を終了するときに、奨学金継続貸与の意向確認書を提出し、理事長の許可を得なければならない。許可を得た後、前年度の学業成績証明書を添えて奨学金継続願を提出しなければならない。但し、延長期間は1年限りとする。

第14条（奨学金の休止、停止および貸与期間の短縮）

奨学生が休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の貸与を休止する。但し、第12条により、理事長の許可を得たときはこの限りではない。

- 2 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要があると認めたときは、奨学金の貸与を休止または停止し、あるいは奨学金の貸与期間を短縮することがある。

第15条（奨学金の復活）

前条の規程により奨学金の貸与を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の貸与を復活することがある。但し、休止または停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

第16条（奨学金の廃止）

奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、奨学金の貸与を廃止することがある。

- ① 疾病などのため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績または性行が不良となったとき
- ③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- ④ 奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でない事実があったとき
- ⑤ 在学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ⑥ その他第1条第1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき

第17条（奨学金の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申出ることができる。

第18条（奨学金借用証書と返還予定書の提出）

奨学生が次の各号の1に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人2名が連署した奨学金借用証書に、この規程に定める基準によった奨学金返還予定書および本人と連帯保証人2名の印鑑証明書を添えて、直ちに提出しなければならない。

尚、奨学生の印鑑証明書がない場合には、住民票の写しの提出でも可とする。

- ① 卒業または奨学金貸与期間が終了したとき
- ② 退学したとき
- ③ 奨学金の貸与を廃止されたとき
- ④ 奨学金を辞退したとき

但し、奨学金借用証書提出期限前に全額一括返還した場合には、奨学金借用証書及び奨学金返還予定書の提出は免除する。

- 2 前項の予定書が承認されたときは、これに基づいて返還しなければならない。
- 3 第1項の連帯保証人(収入のある18歳以上の者)は、1名は父母兄弟またはこれに代る者とし、他の1名は独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡のできる者でなければならない。

第19条(奨学金の利息)

奨学金には利息をつけない。

第3章 奨学金の返還

第20条(奨学金の返還)

奨学生が、第18条第1項各号の1に該当するときには、貸与の終了した月の翌月より起算して1年を経過した後10年以内に奨学金を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は年賦、半年賦、月賦またはその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。但し、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還をすることができる。
- 3 前2項の規程に係らず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の1に該当する場合は貸与した奨学金の全部または一部につき、繰上げ償還させることができる。
 - ① 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - ② 偽りの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - ③ 返還金の支払を怠ったとき
 - ④ 奨学金借用証書と返還予定書の提出を怠ったとき
- 4 前3項の規程により本財団より奨学金の償還を求められたにも拘らず、その求めに応じない場合には、本財団は、顧問弁護士と協議の上、必要な調査および法的措置をとることができる。

第21条(奨学生であった者の届出)

奨学生が第18条第1項各号の1に該当するときには、6か月以内に、進路報告書にてその住所および職業を届出なければならない。

- 2 奨学生であった者が大学院または大学院相当に進学し奨学金の延長を求めないときは、直ちに進路報告書にてその住所および進学先を届出なければならない。
- 3 奨学生であった者および連帯保証人が、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業、連絡先その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したときは、直ちに新たな連帯保証人の印鑑証明書を添えて届出なければならない。

第22条(奨学金の返還猶予)

奨学生であった者が次の各号の1に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- ① 失業のため収入がないとき
 - ② 災害または疾病等によって返還が困難になったとき
 - ③ 大学院または大学院相当に在学するとき(奨学金貸与の継続を希望しないとき)
 - ④ 外国にあって学校に在学し、または研究に従事するとき
 - ⑤ その他真に止むを得ない事由によって、返還が著しく困難となったとき
- 2 返還猶予期間は前項第3号に該当するときには、その事由継続中とする。その他の各号の1に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。但し、5年を限度とする。

第23条(返還猶予の願出)

返還猶予を願出しようとする者は、その事由に応じて、それぞれこれを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

- 2 奨学金返還猶予願の提出があったときは理事長において審査決定し、その結果を本人に通知する。

第24条(延滞金)

奨学生であった者が正当な事由なくして奨学金の返還を怠ったときは、年3パーセントの割合を

もって算出した延滞金を徴収することがある。

第25条（死亡の届出）

奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて直ちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

第26条（奨学金の返還免除）

奨学生または奨学生であった者が死亡し、または精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

第27条（返還免除の願出）

奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人または相続人は、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 死亡によるときは戸籍（除籍）謄本、障害によるときはその事実および程度を証する医師または歯科医師の診断書
- ② 返還不能の事実を証する書類

第28条（返還免除願出の期限）

奨学金返還免除願は、その事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。但し特別の事情があったと認められる場合は、更に1年以内にその期限を延長することができる。

第29条（返還免除の決定）

奨学金返還免除願の提出があったときは、理事長において審査決定し、その結果を本人、相続人または連帯保証人に通知する。

第5章 補 則

第30条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

- ・この規程は昭和51年11月22日より実施する。
- ・この規程は平成25年5月22日より一部変更する。
- ・この規程は平成29年11月13日より一部変更する。
- ・この規程は平成31年3月11日より一部変更する。
- ・この規程は令和2年5月19日より一部変更する。
- ・この規程は令和5年3月13日より一部変更する。
- ・この規程は令和5年11月14日より一部変更する。
- ・この規程は令和6年3月12日より一部変更する。
- ・この規程は令和7年5月13日より一部変更する。
- ・この規程は令和7年12月16日より一部変更する。